官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の公表を行う件（内閣府一〇九）　一
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁八）　二
○令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件（中央選挙管理会一八）　三
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一二六、一一二七）　四
○登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する件（特許庁四）　四
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通五二五～五二八）　四
○道路に関する件（関東地方整備局一六七）　四
〔人事異動〕
内閣　法務省　財務省　農林水産省　林野庁　四
〔叙位・叙勲〕　五
〔皇室事項〕　六
〔官庁報告〕
官庁事項　六
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　六
登録実施機関の登録事項の変更について（近畿運輸局、九州同）　六
法務　六
公証人任免（法務省）　六
国土調査の成果の認証の公告（国土交通省）　七
〔公告〕
諸事項　七
官庁　七
有権者申出方関係　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　七
特殊法人等　二六
企業年金基金解散・清算人就任関係　二六
会社その他　二九

その他告示

○内閣府告示第百九号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第１のＡの２に規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和七年七月十四日

内閣総理大臣　石破　茂

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た生物

品種	名称	申請者
なたね（食用なたね油の製造に利用されるものに限る。）	ＤＨＡ産生及び除草剤グルホシネート耐性キャノーラ（ＮＳ－Ｂ50027－４）	NUSEED Nutritional US Inc.

○消費者庁告示第八号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十九条の規定に基づき、一般財団法人日本食品分析センターが許可試験を行う事業所の所在地について、令和七年六月三十日をもって変更する旨の届出があったので、同法第六十条第三号の規定に基づき公示する。

令和七年七月十四日

消費者庁長官　堀井奈津子

廃止しようとする事業所の名称及び所在地	廃止の日
一般財団法人日本食品分析センター　東京本部 東京都渋谷区元代々木町五十二番一号	令和七年六月三十日

○中央選挙管理会告示第十八号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定に基づき、令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における当選人の繰上補充の選挙会の場所及び日時を次のとおり告示する。

令和七年七月十四日

中央選挙管理会委員長　古屋　正隆

場所　東京都千代田区霞が関二丁目一番二号　中央合同庁舎第二号館五階　選挙部会議室

日時　令和七年七月十四日　午前十一時

○農林水産省告示第千百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡佐川町古畑字イナイ三一二四の一から三一二四の三まで、三一二五から三一二七まで、字イナイ山一八五七の一から一八五七の三まで、一八五九、三一一三の一から三一一三の六まで、字カラ川口一九七一の一から一九七一の六まで、三二二〇の一から三二二〇の六まで、字キレタヲ一八九一の一、一八九一の四、一八九一の六から一八九一の一二まで、一八九二の一から一八九二の三まで、一八九三、三一三六の一、三一三六の二、三一三七から三一三九まで、字クシダキ三一〇六の一から三一〇六の三まで、三一〇七から三一一一まで、三一一二の一、三一一二の二、字シテカナロ一九六七、一九六八の一、一九六八の二、一九六九、一九七〇、三二〇八の一、三二〇九の一、三二一〇の一、三二一一、三二一四の一から三二一四の七まで、字シラクヅレ一九七六の一から一九七六の五まで、字シラザレ三〇八一、三〇八二、三〇八七から三〇八九まで、字シリダカ一九一

八の一から一九一八の五まで、三一七九の一、三一七九の二、三一八〇の一、三一八〇の二、三一八一の一から三一八一の三まで、三一八二、三一八三、三一八四の一、三一八四の二、三一八五の一、三一八五の二、字タカノス一九〇五（次の図に示す部分に限る。）、一九〇一の一から一九〇一の四まで、一九〇一の六、一九〇一の七、一九〇六の一、一九〇六の三、一九〇六の四、三一五二、三一五三、三一五七、字トイノクチ三一四〇、三一四一の一から三一四一の三まで、三一四一の五、三一四一の六、三一四二、三一四三、字ナベラ谷一九三一の一から一九三一の四まで、一九三一の六、一九三二の七、三二〇〇から三二〇三まで、字ハリメギオコ一九八一の一、一九八一の三、一九八一の四、一九八二の二から一九八二の六まで、字マキノ谷一九一六の一、一九一七の一から一九一七の五まで、三一七七、三一七八、字マツ畝一九八〇の一から一九八〇の三まで、一九八〇の五、一九八〇の七、一九八〇の一〇、三二二七、字モエモンガマ三一三〇の一から三一三〇の八まで、字ワカガヘナ一九〇〇の一、一九〇〇の二、一九〇〇の九、一九〇〇の一八、三一五一、字ワンドヲ一八五六の一、一八五六の二、三〇九一、三〇九二、三〇九五、三〇九六、三〇九八、三〇九九、三一〇一、三一〇二、三一〇四、字ヲゝスミ一九八三の一、一九八三の四、一九八三の五、一九八四の二から一九八四の五まで、一九八五の一、一九八五の五、三二三一の一、三二三二の一から三二三二の四まで、字御用谷三一九二の一から三一九二の四まで、字御藏ヶ谷一九二三の一、一九二三の二、三一九八、字三本松一九七四の一、一九七四の二、三二二三の一から三二二三の三まで、字子ヂレキ一九三四の一、一九三四の二、三二〇四の一から三二〇四の三まで、三二〇五、三二〇六、三二〇七の一から三二〇七の三まで、字十郎一九〇七の一、一九〇七の二、一九〇八、三一五九、字上ハ岸三二一五から三二一七まで、字水ハ女一八九六の一、一八九六の二、一八九六の五、一八九六の六、一八九六の一〇、一八九六の二、一八九九の一、一八九九の三から一八九九の八まで、字赤ツエ三一六九の一から三一六九の四まで、三一七〇、三一七一、三一七二の一から三一七二の三まで、三一七三、三一七四の一、三一七四の二、三一七五の一から三一七五の三まで、字中ノ谷一九一九の一から一九一九の五まで、一九二一の一、一九二二の二、一九二二の一から一九二二の三まで、三一八七、三一八八の一から三一八八の三まで、字二本国三〇六四の一から三〇六四の三まで、三〇六五の一、三〇六五の二、三〇六六の一、三〇六六の二、三〇六七の一から三〇六七の三まで、三〇六八、三〇六九、三〇七〇、三〇七六の一、三〇七六の二、三〇七七の一、三〇七七の二、三〇七八、三〇七九の一、三〇七九の二、三〇八〇、字入道一八九四の一、一八九四の三から一八九四の六まで、一八九四の八から一八九四の一〇まで、三一五〇、字墓ヶ谷一九〇九の一、一九一五の一、一九一五の二、三一七六の一、三一七六の二、字六ツヅ三一六〇の一から三一六〇の三まで、三一六一から三一六三まで、三一六五の一、三一六七の一から三一六七の四まで、三一六八の一から三一六八の三まで

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県庁及び佐川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年七月十四日

農林水産大臣　小泉進次郎

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

高知県高岡郡佐川町峯字アラ井バ二四四九から二四五五まで、二四五七の一から二四五七の三まで、字キレタヲ一七七九の一、一七七九の二、一七八〇の一から一七八〇の五まで、二四〇六の一、二四〇七の四まで、二四〇八の一から二四〇八の三まで、二四一〇の一、二四一〇の二、二四一三、二四一五、二四一六、二四一八、二四二二、二四二四、二四二五、字クロヲ二四八三、二四八四、二四八五の一から二四八五の三まで、二四八六の一から二四八六の三まで、字コヌタ一七九〇の一から一七九〇の六まで、一七九一の一、一七九一の三、一七九一の四、一七九二の一、一七九二の三、一七九三の一から一七九三の四まで、字シユルソヲ二三九五、二三九七、二三九八、字スミサレ一八六八の一、一八六八の三、一八六八の四、一八六九、字トヲノ西一七六八の一から一七六八の五まで、一七六九の一、一七六九の二、一七七〇から一七七二まで、一七七三の一、一七七三の三から一七七三の九まで、一七七六の一、一七七六の二、一七七六の四、一七七七の五、一七七七の二、一七七七の三、字奥畑一八六六の一から一八六六の六まで、一八六六の八から一八六六の一五まで、一八六七の一から一八六七の三まで、一八六七の五、一八六七の七から一八六七の一一まで、一八六七の一四から一八六七の一九まで、字横畑二四七四の一、二四七四の二、二四七五の一、二四七五の二、二四七七の一、二四七七の二、二四七八の一、二四七八の二、二四七九の一、二四七九の二、二四八〇の一、二四八〇の二、二四八二の一、二四八二の二、字横野一七四三、一七四七、一七四八、一七五〇、一七五二、二四〇七の四まで、二四〇八の一から二四〇八の三まで、二四一〇の一、二四一〇の二、二四一三、二四一五、二四一六、二四一八、二四二二、二四二四、二四二五、字クロヲ二四八三、二四八四、二四八五の一から二四八五の三まで、二四八六の一から二四八六の三まで、字コヌタ一七九〇の一から一七九〇の六まで、一七九一の一、一七九一の三、一七九一の四、一七九二の一、一七九二の三、一七九三の一から一七九三の九まで、一七九六の一、一七九六の二、一七九六の四、一七九七の五、一七九七の二、一七九七の三、字奥畑一八六六の一から一八六六の六まで、一八六六の八から一八六六の一五まで、一八六七の一から一八六七の三まで、一八六七の五、一八六七の七から一八六七の一一まで、一八六七の一四から一八六七の一九まで、字横畑二四七四の一、二四七四の二、二四七五の一、二四七五の二、二四七七の一、二四七七の二、二四七八の一、二四七八の二、二四七九の一、二四七九の二、二四八〇の一、二四八〇の二、二四八二の一、二四八二の二、字横野一七四三、一七四七、一七四八、一七五〇、一七五二、二三九九、二四〇〇、二四〇二の一から二四〇二の九まで、字西峯一七一一の一から一七一一の三まで、一七三六の一、一七三六の四、二三六八、二三六九、二三七三、二三七四の一から二三七四の三まで、二三七五、二三七六、二三七八、二三七九、二三八一、二三八四から二三八七まで、二三九〇、二三九二、二三九三の一、二三九三の二、二三九四、字大ヌタ一八六一の一から一八六一の三まで、一八六三の一、一八六三の二、一八六四の一、一八六四の二、一八六四の四、一八六五の一、一八六五の二、二四七二の一から二四七二の三まで、二四七三の一、二四七三の二、字大谷二四八八、二四八九の一、二四八九の二、二四九〇の一、二四九〇の二

○特許庁告示第四号

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成二年法律第三十号）第三十七条の規定に基づき登録調査機関として登録した一般財団法人工業所有権協力センターから、登録調査機関の調査業務を行う事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三十九条において準用する同法第三十四条第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和七年七月十四日

特許庁長官　河西　康之

登録番号	登録調査機関の名称	変更後の調査業務を行う事務所の所在地
第1号（6）	一般財団法人 工業所有権協力センター	本部 東京都江東区木場一丁目2番15号 深川ギャザリア　ウエスト3棟 大阪分室 大阪府大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 新ダイビル24階

○国土交通省告示第五百二十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

狐川の二

二　砂防法第二条の土地の表示

山梨県笛吹市境川町大黒坂及び同市境川町前間田の区域内の土地のうち、次の一点から十八点までを順次結んだ線及び一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十九年国土交通省告示第九百十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	35°34′51.0564″	138°38′33.5142″
2	35°34′50.6832″	138°38′33.9219″
3	35°34′50.3103″	138°38′34.1711″
4	35°34′50.1746″	138°38′34.1890″
5	35°34′48.7041″	138°38′33.9337″
6	35°34′47.5404″	138°38′34.5406″
7	35°34′47.1457″	138°38′34.6459″
8	35°34′45.9658″	138°38′34.6194″
9	35°34′45.0199″	138°38′35.0027″
10	35°34′44.9355″	138°38′35.0402″
11	35°34′43.9588″	138°38′35.2663″
12	35°34′43.8802″	138°38′35.2663″
13	35°34′43.7607″	138°38′35.0906″
14	35°34′43.1507″	138°38′35.1572″
15	35°34′42.6903″	138°38′35.8954″
16	35°34′41.7215″	138°38′36.7957″
17	35°34′42.0735″	138°38′33.8388″
18	35°34′50.3559″	138°38′32.9641″

○国土交通省告示第五百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

上杉川第二支渓

二　砂防法第二条の土地の表示

大阪府豊能郡能勢町上杉の区域内の土地のうち、次の一点から六点までを順次結んだ線及び一点と六点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	34°56′45.6649″	135°23′26.2934″
2	34°56′44.4575″	135°23′25.0018″
3	34°56′45.4561″	135°23′22.8911″
4	34°56′46.1136″	135°23′22.6828″
5	34°56′46.8460″	134°23′25.1144″
6	34°56′46.0977″	135°23′26.2740″

○国土交通省告示第五百二十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

山野里川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と四十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町山野里字有明山　二七五四番四　一号から四十五号まで

二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

高山大谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県赤穂郡上郡町高山字大谷　一三一〇番二二　一号から七号まで及び八号から十二号まで

一三一〇番一八　一号から十三号まで及び二十一号から二十三号まで

一三一〇番一九　十九号、二十号及び三十三号から三十五号まで

一三一〇番一　二十四号から二十六号まで

一三一〇番二　二十七号から三十二号まで

一三一〇番三　三十六号

一三一〇番一一　三十七号から四十二号まで

一三一〇番一二　五十四号及び五十五号

地先水路敷　二九二番一五　四十一号及び四十二号

地先水路敷　二九二番一七　四十三号及び四十四号

二九二番一八　四十五号及び四十六号

二九二番一六　四十七号から四十九号まで

二九二番一四　五十号及び五十一号

二九二番九　五十二号及び五十三号

字別所原上ノタン

三　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

小坂川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうちその接している区間の河川敷及び道路敷（昭和十四年内務省告示第三百五十八号で指定した土地の区域を除く。）

兵庫県豊岡市但東町小坂字直見峠　一二番五八及び一二番七六から一二番七八まで　一六番二一　四九二番二　四九四番二及び四九四番三　四九九番二及び四九九番三　五〇〇番二及び五〇〇番四　五〇一番二　五〇二番　五〇五番　五〇五番二から五〇五番五まで　五〇六番　五〇六番二　五〇八番二から五〇八番四まで　五一〇番一及び五一〇番四　五一五番三　五一六番二　五一七番四　五二七番　五二八番　五二九番二　五四一番二　五四二番及び五四三番　一一番五〇、一一番五一、一一番五四及び一一番五六　五四四番　五四四番二　五四五番二から五四五番四まで　五四六番一及び五四六番二　五四七番　五四七番二　五五〇番五　五九四番二　五九五番　五九六番二　六〇〇番二　六〇一番二及び六〇一番三　六〇二番一及び六〇二番二　六〇三番二　六〇四番三　六〇五番一及び六〇五番二　六〇六番三　六〇七番二　一七番一五

字堂ノ上

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域

兵庫県豊岡市但東町小坂字杉谷　六二一番一　一号及び二号　一〇番二〇　三号　六二四番　四号

字茗荷谷

字寿子峠

字森ノ上

一〇番二二　五号
六三二番　六号
六三一番　七号
一〇番三一　八号
一〇番二八　九号及び十三号
六二〇番　十号から十二号まで及び十七号
六一六番二　十四号
六一六番　十五号、十六号及び十八号

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
寺外川支渓流
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
兵庫県豊岡市但東町畑
字下谷　六番一　一号及び二号
七番　三号及び四号
一一番　五号、七号及び八号
字下ノ谷　五七〇番三　六号

○国土交通省告示第五百二十八号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
宇谷川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府舞鶴市字桑飼上
小字大呂　二二七九番　一号及び二号
一〇八二四番　三号
一〇八二三番　四号から六号まで
一〇八二二番　七号
一〇八二一番　八号
一〇八二〇番　九号及び十号
二二九一番　十一号
一〇八〇番　十七号
二二七六番　十八号
二二九〇番　十二号
二二八九番　十三号
一〇八一〇番　十四号
一〇八〇九番　十五号及び十六号
小字松尾
小字大呂本谷

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
杉谷沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から二十三号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十三号を結んだ線に囲まれた土地の区域
京都府舞鶴市字桑飼上
小字大呂　二二一一番　一号及び二号
一〇七八八番　三号及び四号
一〇七八七番　五号及び六号
一〇七八六番　七号から九号まで
一〇七八三番　十号
一〇七八二番　十一号
一〇七七七番　十三号から十六号まで
一〇七六六番　十九号から二十二号まで
一〇七六五番　二十三号
一〇七七六番　十二号
一〇七六八番乙　十七号及び十八号
小字大呂アンノ谷
小字大呂スケ谷

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下倉川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から十五号までを順次結んだ線及び標柱一号と十五号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第八百九号で指定した同号五に掲げる土地の区域を除く。）
京都府舞鶴市字久田美
小字下倉　一九〇九番　一号
一〇四九八番　二号
一〇四九五番　三号
一〇四九四番一　四号及び五号
一〇四九〇番　七号
一〇二八九番　八号
一〇二七九番　九号
一〇二七八番一　十号
一〇二七五番二　十一号
一〇二七一番　十二号
一〇二七〇番　十三号
一〇二六九番一　十四号及び十五号
一〇二六八番一　十六号
小字薄木
一九〇二番

○関東地方整備局告示第百六十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十四日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十八号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
上田市秋和字阿能虫四七四番一地先から同市秋和字森下二六一番一地先まで	前	一一・二六～一七・五〇メートル	一四・五二～九二・七六キロメートル
	後	一一・二六～一七・五〇メートル	一四・五二～九二・八〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

人事異動

内閣

○外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正
外務大臣岩屋毅海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に外務大臣の職務を行う国務大臣に指定する（七月九日）

法務省

（東京高等検察庁検事）検事　保木本正樹
最高検察庁検事に配置換する
（東京高等検察庁検事兼東京地方検察庁検事）同　小林　隼人
東京地方検察庁検事の併任を解除する
（東京高等検察庁検事）同　南部晋太郎
東京地方検察庁検事に併任する（以上七月十日）

財務省

後藤　健二
願に依り独立行政法人造幣局理事長を免ずる
大津　俊哉
願に依り独立行政法人国立印刷局理事長を免ずる
（以上七月九日）
平井　康夫
独立行政法人造幣局理事長に任命する
河村　直樹
独立行政法人国立印刷局理事長に任命する（以上七月十日）

農林水産省

（輸出・国際局付）農林水産事務官　常葉　光郎
辞職を承認する（六月二十三日）
（農林水産政策研究所長）農林水産事務官　内田　幸雄
国家公務員法第八十一条の二第一項本文の規定により大臣官房政策課企画官に降任させる
株式会社日本政策金融公庫代表取締役専務取締役　倉重　泰彦
農林水産事務官（農林水産政策研究所長）に採用する（以上六月二十五日）
（中国四国農政局長）農林水産事務官　仙台　光仁
大臣官房付に転任させる
辞職を承認する（六月三十日）
（林野庁次長）農林水産技官　小坂善太郎
林野庁長官に昇任させる
（水産庁次長）同　藤田　仁司
水産庁長官に昇任させる
（大臣官房総括審議官）農林水産事務官　宮浦　浩司
大臣官房長に配置換する
（大臣官房審議官）同　坂　勝浩
消費・安全局長に昇任させる

（経営局長）同　杉中　淳
輸出・国際局長に配置換する
（大臣官房総括審議官）同　山口　靖
農産局長に配置換する
（大臣官房長）同　長井　俊彦
畜産局長に配置換する
（大臣官房新事業・食品産業部長）同　小林　大樹
経営局長に昇任させる
（畜産局長）同　松本　平
農村振興局長に配置換する
（大臣官房審議官）同　押切　光弘
（水産庁漁政部長）同　河南　健
大臣官房総括審議官に昇任させる（各通）
（独立行政法人日本貿易振興機構理事）　中澤　克典
農林水産事務官（大臣官房政策立案総括審議官）に採用する
（国土交通省北海道開発局農業水産部長）国土交通技官　植野　栄治
農林水産技官（北陸農政局長）に転任させる
（大臣官房政策課政策情報分析官）農林水産事務官　志知　雄一
近畿農政局長に転任させる
（大臣官房審議官）農林水産技官　郷　達也
中国四国農政局長に転任させる
（大臣官房政策立案総括審議官）　谷村　栄二
林野庁次長に転任させる
（農林水産技術会議事務局研究総務官）同　信夫　隆生
水産庁次長に昇任させる
（大臣官房予算課長）同　高橋　一郎
大臣官房新事業・食品産業部長に昇任させる
（大臣官房政策課長）同　河村　仁
農村振興局農村政策部長に昇任させる
（林野庁森林整備部計画課長）　齋藤　健一
林野庁森林整備部長に昇任させる
（林野庁森林整備部長）同　長﨑屋圭太
林野庁国有林野部長に配置換する

（水産庁増殖推進部長）農林水産事務官　髙橋　広道
水産庁漁政部長に配置換する
（大臣官房地方課長）同　福島　一
水産庁増殖推進部長に昇任させる
（大臣官房付）同　三野　敏克
大臣官房輸出促進審議官に転任させる
輸出・国際局付に併任する
（畜産局総務課長）農林水産技官　木下　雅由
大臣官房審議官に昇任させる
消費・安全局付に併任する
輸出・国際局付に併任する
（大臣官房参事官）農林水産事務官　平中　隆司
大臣官房審議官に配置換する
（農村振興局農村政策部長）同　神田　宜宏
大臣官房審議官に配置換する
経営局付に併任する
（大臣官房付兼内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付））　岩間　浩
同　岩間　浩
大臣官房審議官に転任させる
経営局付に併任する
（消費・安全局総務課長）同　尾﨑　道
大臣官房参事官に昇任させる
消費・安全局付に併任する
輸出・国際局付に併任する
（大臣官房環境バイオマス政策課長）農林水産技官　佐藤　夏人
農林水産技術会議事務局研究総務官に昇任させる
（大臣官房審議官）農林水産事務官　勝野　美江
大臣官房政策課政策情報分析官に転任させる
大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課付に併任する
（近畿農政局長）同　相本　浩志
大臣官房政策課政策情報分析官に転任させる
農林水産技術会議事務局研究調整課付に併任する

（大臣官房付）同　髙橋　仁志
大臣官房政策課国際食料情報分析官に転任させる
農産局総務課付に併任する
（経済産業省大臣官房審議官（通商政策局・農林水産品輸出担当））経済産業事務官　依田　学
農林水産事務官（農産局付）に転任させる
（国土交通省不動産・建設経済局次長）国土交通事務官　玉原　雅史
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
株式会社日本政策金融公庫特別参与　前田　剛志
農林水産事務官（大臣官房付）に転任させる
（国土交通省大臣官房審議官）国土交通事務官　片貝　敏雄
農林水産事務官（大臣官房付）に採用する
（大臣官房輸出促進審議官）農林水産事務官　髙山　成年
経済産業省に出向させる
（大臣官房付）　鳥海　貴之
国土交通省に出向させる
（林野庁長官）農林水産事務官　青山　豊久
（水産庁長官）同　森　健
（消費・安全局長）農林水産技官　安岡　澄人
（輸出・国際局長）農林水産事務官　森　重樹
（農産局長）同　松尾　浩則
（農村振興局長）同　前島　明成
（北陸農政局長）農林水産技官　遠藤　知庸
（大臣官房付）農林水産事務官　髙橋　和宏
辞職を承認する（各通）（以上七月一日）
（大臣官房審議官）農林水産事務官　山本　泰司
国土交通省に出向させる
（国土交通省総合政策局付）国土交通事務官　坂本　慶介
農林水産事務官（大臣官房審議官）に昇任させる
農村振興局に併任する（以上七月八日）

林野庁

（近畿中国森林管理局長）農林水産事務官　髙橋　和宏
農林水産省に出向させる
（大臣官房検査・監察部調整・監察課長）同　上口　直紀
近畿中国森林管理局長に昇任させる
（四国森林管理局長）同　竹内　純一
辞職を承認する
（中国四国農政局次長）同　田中晋太郎
四国森林管理局長に昇任させる
（九州森林管理局長）農林水産技官　橘　政行
林野庁森林整備部付に転任させる
林野庁森林整備部計画課海外森林資源情報分析官に転任させる
林野庁国有林野部経営企画課付に併任する
（林野庁国有林野部長）同　眞城　英一
九州森林管理局長に転任させる
（東北森林管理局長）同　大政　康史
林野庁林政部付に転任させる
林野庁林政部林政課林業・木材産業情報分析官に転任させる
林野庁森林整備部治山課付に併任する
（林野庁国有林野部付）同　箕輪　富男
東北森林管理局長に昇任させる（以上七月一日）

叙位・叙勲

○叙位

（福井大学名誉教授）　堀　照夫
正四位に叙する
岡留　勝年
従五位に叙する（各通）
久木野利光
長瀬　恒夫
吉田　勇
正六位に叙する（各通）
乙川　健一
島口　健次
合田　優
中野　光延
従六位に叙する（各通）
池田　隆義
田中　康之
本間　瑞夫
正七位に叙する（各通）
島村　文生
従七位に叙する（以上六月二日）
長島　茂雄
従三位に叙する

（東京工業大学名誉教授）　高原　康彦
（山形大学名誉教授）　藤原　義久
従四位に叙する（各通）　磯崎　計一
従五位に叙する　碓井　實　倉田　孝雄　高橋　潔　中瀬　忠次
正六位に叙する（各通）　柿並　武登　菊地　哲郎　福原　俊郎　松崎　吉雄
従六位に叙する（各通）　北村　哲朗　松田　正子
正七位に叙する（各通）　上原　勇　須田　健司
従七位に叙する（各通）（以上六月三日）　佐々木正男　露崎　義和
（浜松医科大学名誉教授）　五十嵐良雄
正四位に叙する　安達　恭祐
従五位に叙する　相田　孝助　石渡　烈人　岡部　文雄　藤本　信一
正六位に叙する（各通）　安藤　節夫　安藤　敏昭　尾崎　行恭　鳥羽　貞治
従六位に叙する（各通）　中村東海男
正七位に叙する（各通）　濱中　昭治　植木　豊久
従七位に叙する（各通）（以上六月四日）　山吹　昌司
従五位に叙する（六月五日）　石原　進
従六位に叙する（六月六日）　岩佐　晴雄

○叙勲

瑞宝小綬章を授ける　長瀬　恒夫
瑞宝双光章を授ける（各通）　岡留　勝年　本間　瑞夫
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月二日）　大戸　喬　田中　康之
（東京工業大学名誉教授）　高原　康彦
（山形大学名誉教授）　藤原　義久
瑞宝中綬章を授ける（各通）　瀬良　正志　高橋　潔
瑞宝双光章を授ける（各通）　上原　勇　佐々木正男　松田　堅造
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上六月三日）　五十嵐良雄
（浜松医科大学名誉教授）
瑞宝中綬章を授ける　安達　恭祐　石渡　烈人
瑞宝双光章を授ける（各通）　大山　重昭　中村東海男
瑞宝単光章を授ける（以上六月四日）　山吹　昌司
瑞宝双光章を授ける（六月五日）　石原　進　大須　和江
瑞宝双光章を授ける（六月七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、モンゴルの国祭日につき、七月十日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年七月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年七月十四日

東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百十三号

(三)　占用を制限する区域　山形県置賜郡飯豊町大字手ノ子字日陰二三八二番二五から同町大字手ノ子字西三二一六四番一まで

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年七月十四日

(七)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和７年７月14日

近畿運輸局長　服部　真樹

記

（単位地域の名称）
和歌山県
（登録実施機関の名称）
和歌山県ハイヤー・タクシー運転者登録センター
（変更前の登録実施機関の住所）
和歌山県和歌山市紀三井寺1455番地
（変更後の登録実施機関の住所）
和歌山県和歌山市松島222番地
（変更前の登録実施機関の代表者名）
岩橋　俊幸
（変更後の登録実施機関の代表者名）
小倉　伸方
（登録事務等を行う事務所の名称）
本部事務所
（変更前の登録事務等を行う事務所の所在地）
和歌山県和歌山市紀三井寺1455番地
（変更後の登録事務等を行う事務所の所在地）
和歌山県和歌山市松島222番地
（登録番号）
和歌山県―２番
（変更年月日）
令和７年６月１日

登録実施機関の登録事項の変更について

タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第22条の規定による届出があったので、同法第32条第２号の規定により、下記のとおり公示する。

令和７年７月14日

九州運輸局長　日向　弘基

記

（単位地域の名称）
鹿児島県
（登録実施機関の名称）
一般社団法人　鹿児島県タクシー協会
（登録実施機関の住所）
鹿児島県鹿児島市錦江町11番49号
（変更前の登録実施機関の代表者名）
下之角　洋
（変更後の登録実施機関の代表者名）
下小薗　充
（登録事務等を行う事務所の名称）
鹿児島タクシー登録センター
（登録事務等を行う事務所の所在地）
鹿児島県鹿児島市錦江町11番49号
（登録番号）
鹿児島―１号
（変更年月日）
令和７年５月30日

法務

公証人任免

保坂直樹は公証人に任命され、東京法務局所属元公証人北村篤の後任を命ぜられた。（五月十九日）

東京法務局所属公証人市村弘は願により公証人を免ぜられた。

見米正は公証人に任命され、東京法務局所属公証人市村弘の後任を命ぜられた。

東京法務局所属公証人渡邊徳昭は願により公証人を免ぜられた。

木下雅博は公証人に任命され、東京法務局所属公証人渡邊徳昭の後任を命ぜられた。（以上五月二十六日）

那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則は願により公証人を免ぜられた。

中里直人は公証人に任命され、那覇地方法務局所属公証人與那覇朝則の後任を命ぜられた。（以上七月二日）（法務省）

国土調査の成果の認証の公告

国土調査の結果作成された成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により令和七年六月三十日付けをもって認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和七年七月十四日

国土交通大臣　中野　洋昌

一　成果の名称

令和六年度効率的手法導入推進基本調査図及び令和六年度効率的手法導入推進基本調査簿

二　前項に掲げる地図及び簿冊に表記されている地域　群馬県渋川市、京都府八幡市、熊本県菊池市のそれぞれ一部

公　告

諸　事　項

有権者申出方

元当局所属公証人境野智子の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月14日　名古屋法務局

元当局所属公証人髙橋和弘の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出て下さい。

令和７年７月14日　名古屋法務局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算終結

令和６年（ヒ）第２０８６号

東京都千代田区有楽町１丁目７番１号
清算株式会社　株式会社日本ヒューマンキャリア

１　決定年月日　令和７年７月１日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。

東京地方裁判所民事第20部

特別清算協定認可

令和７年（ヒ）第１００１号

札幌市東区伏古８条４丁目７番22号
清算株式会社　株式会社三和部品
代表清算人　茂田　晃男

１　決定年月日　令和７年６月30日
２　主文　次の協定を認可する。

協定

１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、協定債権額の0.452847％の金員を弁済する。

２　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

４⑴　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は四捨五入する。

⑵　本協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

（別紙省略）

札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画認可

給与所得者等再生による再生手続開始

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

企業年金基金解散公告

当企業年金基金は厚生労働大臣の認可を受け解散したので、次のとおり公告します。

１．基金の名称　船井電機企業年金基金

２．事務所の所在地　大阪府大阪市中央区平野町２丁目５番４号ＫＴビル３階

３．実施事業所の名称及び所在地　船井電機株式会社　大阪府大東市中垣内７丁目７番１号、中国船井電機株式会社　広島県福山市加茂町字芦原387番地の２、船井サービス株式会社　大阪府東大阪市長田東３丁目２番43号長田ＳＫパークビル

４．解散の理由　確定給付企業年金法第85条第１項による。

５．解散認可年月日　令和７年６月29日

令和７年７月14日

大阪府大阪市中央区平野町２丁目５番４号
ＫＴビル３階　　船井電機企業年金基金
理事長　水元　　豊

企業年金基金清算人就任公告

当企業年金基金は確定給付企業年金法第85条第１項により解散したので、同法施行令第59条に基づき次のとおり公告します。

１．清算人氏名　小田原慎二

２．住所　大阪府大阪市中央区平野町２丁目５番４号ＫＴビル３階

令和７年７月14日　船井電機企業年金基金
理事長　水元　　豊

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月一日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　一〇九頁（号外第一三五号）

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年六月十八日
掲載頁　七十九頁（号外第一三五号）

令和七年七月十四日
東京都新宿区西新宿一丁目二六番二号
（甲）野村不動産パートナーズ株式会社
代表取締役　問田　和宏

東京都新宿区西新宿八丁目四番一号
（乙）野村不動産アメニティサービス株式会社　代表取締役　遠藤　郷史

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
静岡県浜松市中央区上新屋町二四四番地の二六
（甲）合同会社Ｙ．Ｓハンバーガーショップ
代表社員　加古　整二

静岡県浜松市中央区高林一丁目九―三〇山下ビル一階
（乙）合同会社ユウセイ
代表社員　加古　整二

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
愛知県豊田市保見ケ丘一丁目七一番地
（甲）ＳＡＮ３合同会社
代表社員　広松　靖智

名古屋市南区立脇町二丁目二番地の一
（乙）ＳＡＮ８合同会社
代表社員　広松　靖智

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
名古屋市中区新栄一丁目三二番二二号
（甲）医療法人勝又
理事長　髙橋　成夫

東京都葛飾区西新小岩四丁目三九番二〇号
（乙）医療法人社団五十鈴会
理事長　坂本　光隆

合併公告

債権者及び株主等関係者　各位

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に反対の株主は本公告掲載の日から二週間以内に、書面によりその旨をご通知ください。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/67007039.html
（乙）https://kessan.info/98626754.html

令和七年七月十四日
鳥取市扇町七番地鳥取フコク生命駅前ビル七階
（甲）アクシスＩＴパートナーズ株式会社
代表取締役　坂本　哲

東京都中央区新川一丁目六番一号
（乙）株式会社アクシスエンジニアリング
代表取締役　宮本　徹

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「隠れ家メイドＢａｒＰａｃｈｕｍｏ」を屋号とする飲食店事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和七年七月七日
掲載頁　一一〇頁（号外第一五五号）

令和七年七月十四日
東京都文京区湯島三丁目三九番七号湯島ＳＴビル三〇一
（甲）株式会社Ｐａｃｈｕｍｏ
代表取締役　山﨑　琴乃

東京都台東区東浅草二丁目一七番一一号
（乙）株式会社Ｐａｎｙａｔｔ
代表取締役　山﨑　琴乃

新設分割公告

当社は、新設分割により新設するｂａｃｋｃｈｅｃｋ株式会社（住所東京都新宿区西新宿三丁目六番四号）に対して、当社のリファレンスチェック、コンプライアンスチェックサービスｂａｃｋｃｈｅｃｋを展開する事業の権利義務を承継させることにいたしました。当社は会社法第八〇五条に基づき、株主総会の承認決議を経ずに新設分割を決定しております。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済

令和七年七月十四日
東京都新宿区新宿六丁目二七番三〇号
株式会社ＲＯＸＸ
代表取締役　中嶋　汰朗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はＫＭポイント株式会社とします。

効力発生日は令和七年九月一日であり、当社の総社員の同意の取得は令和七年七月三日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
北海道深川市二条八番一六号
ＫＭポイント合資会社
代表社員　森岡　和江

組織変更公告

当社は、合名会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十四日
栃木県栃木市大平町富田一四一〇番地
有限会社昭和鉄工
代表取締役　木島　延光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
千葉県船橋市前原東五丁目三八番四号
アンフィニ・コンサルティング合同会社
代表社員　漆間　美奈

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
東京都品川区西大井六―一四―七
合同会社Ｄｉｓｋ
代表社員　根本　大輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
東京都千代田区二番町九番地三
合同会社ＴＳＵＭＵＧＵ
代表社員　米内　佳穂（木村佳穂）

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日
東京都大田区中央六丁目一―一〇
Ｖｉｎｋａ合同会社
代表社員　船山　成冬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

東京都品川区小山台一丁目一八番二号

合同会社ＬＩＳ

代表社員　髙見　信光

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

名古屋市南区豊二丁目三三番一号

合同会社相和

代表社員　株式会社ＳＯＷＡ

職務執行者　田中　伸幸

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

京都市西京区嵐山東海道町二番地二

合同会社チェリッシュ

代表社員　山田　昌俊

組織変更公告

当組合は、生産森林組合の組織を変更し認可地縁団体にすることにいたしました。組織変更後の名称は、葛根自治会とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、貸借対照表は主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年七月十四日

兵庫県宍粟市山崎町葛根六六六番地

葛根生産森林組合

組合長理事　山本　雅昭

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

北九州市小倉北区神岳一丁目一番四四―三号

合同会社テトラアーチ

代表社員　小川　梨香

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

北九州市小倉南区大字曽根三九九七番地一

合同会社九搬商会

代表社員　二木　哲哉

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

熊本県玉名市高瀬二六〇番地

合資会社かずや不動産

代表社員　荒木広一郎

組織変更公告

当組合は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終事業年度に係る貸借対照表は、当組合の主たる事務所に備え置いてあります。

令和七年七月十四日

熊本県八代郡氷川町若洲七八番地

農事組合法人百笑

理事　石原　裕士

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年七月九日

掲載頁　七十九頁（号外第一五七号）

令和七年七月十四日

福井県坂井市春江町正善第一九号四〇番地

株式会社マキタレース

代表取締役　牧田　治和

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和七年六月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十四日

三重県四日市市釆女町二九五〇番地の一

有限会社大徳組

代表取締役　東川　敏

準備金の額の減少公告

当社は、株式会社カイシン（住所東京都八王子市大塚六五三番地一）との株式交換により資本準備金の額が増加することを停止条件として資本準備金の額を二億二千三十八万七千九百五十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十四日

東京都八王子市大塚六五三番地一

株式会社カイシンホールディングス

代表取締役　登澤　正信

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を一億三千四百八十三万四千七百七十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和七年七月十四日

広島県福山市箕島町五八一六番地五

株式会社エイトホールディングス

代表取締役　八條　公貴

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百八十七億九百万七千百五十三円、資本準備金の額を二百五十九億九千八百十二万三百六十三円、利益準備金の額を四千五十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和七年七月十四日

東京都港区港南一丁目六番四一号

ＦＤＫ株式会社

代表取締役　長野　良

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を二千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和七年七月十四日

東京都板橋区蓮根三丁目一二番二七号

有限会社トータルクリエイション

取締役　友本　芳子

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する普通株式一株を十株、優先株式一株を十株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十四日

さいたま市南区白幡五丁目八番一九号

第一倉庫冷蔵ホールディングス株式会社

代表取締役　有田　治男

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月二十九日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、令和七年七月三十日開催予定の株主総会で決議される期末配当を受ける権利を有する株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十四日

東京都千代田区大手町二丁目二番一号

株式会社ＨＩＰＵＳ

代表取締役　浅海　清

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対して普通株式九株を、Ａ種株式一株に対してＡ種株式九株を、Ｂ種株式一株に対してＢ種株式九株を各々与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十四日

大阪市港区波除六丁目一番三五号

テンクモ株式会社

代表取締役　天雲　博樹

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、普通株式一株に対して普通株式九株を、A種株式一株に対してA種株式九株を、B種株式一株に対してB種株式九株を各々与える無償割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年七月十四日

大阪市港区波除三丁目二番二〇号

ＴＳホールディングス株式会社

代表取締役　天雲　大地

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

青森県南津軽郡田舎館村大字川部字上船橋五四番地三

大和工業株式会社

代表取締役　神尾　博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目九番二号

大和建物管理株式会社

代表取締役　神尾　博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都品川区小山台一丁目三〇番三号

大和制御株式会社

代表取締役　神尾　博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

東京都渋谷区恵比寿南二丁目九番二号

大和電業株式会社

代表取締役　神尾　博行

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

石川県金沢市森戸二丁目三八番地三

株式会社いずみ自動車

代表取締役　中川　幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

石川県金沢市福増町北八四三番地

株式会社北國電装

代表取締役　中川　幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

長野県長野市大字鶴賀上千歳町一四二二番地

平和土地建物株式会社

代表取締役　檀原　正憲

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年八月十八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

名古屋市南区豊二丁目一二番一号

株式会社テクノタジマ

代表取締役　田島　寛将

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日開催の臨時株主総会の承認を条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

大阪府貝塚市二色中町二番一

クリサンセマム株式会社

代表取締役　菊川　久士

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日開催の定時株主総会の承認を条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

大阪府貝塚市二色中町二番一

株式会社アポロン

代表取締役　菊川　顯一

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十日開催の定時株主総会の承認を条件として、同日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

大阪府貝塚市二色中町二番一

株式会社クリサンセマム北陸

代表取締役　菊川　久士

定款変更につき通知公告

当社は、令和七年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和七年七月十四日

徳島県板野郡北島町太郎八須字西の川一〇番地の一

四国化工機株式会社

代表取締役　植田　滋

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である加藤史明が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年七月十四日

長野県松本市寿北六丁目九番四四号

Triwings International.inc

日本における代表者　加藤　史明

取得条項付新株予約権の取得日の通知公告

当社は、左記のとおり取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権　第一回新株予約権のうち、発行後令和七年六月三十日までに当社の取締役、監査役、従業員又は業務委託契約者のいずれの地位をも喪失した新株予約権者が有する新株予約権（第一回新株予約権一万二千九百六十個）

二、取得する日　令和七年七月二十九日

令和七年七月十四日

愛知県大府市追分町五丁目二二五番地

トルクシステム株式会社

代表取締役　北原　真一

金融商品取引業に係る事業の全部の譲渡の公告

当社は、日本元気インベスト株式会社（神奈川県横浜市港北区新横浜二丁目五番地四）に対して当社の第二種金融商品取引業に係る事業の全部を譲渡することにいたしましたので、金融商品取引法第五十条の二第六項の規定により公告します。

なお、効力発生日は令和七年九月一日です。

令和七年七月十四日

東京都港区赤坂六丁目九番一七号赤坂メープルヒル六階弁護士法人法の里内

ＪＳＫパートナーズ株式会社

代表取締役　片寄　敬三

出資一口の金額の減少公告

当組合は、令和七年六月二十九日開催の通常総代会において、出資一口の金額を五千円から一千円に減少することを決議いたしました。これに伴い出資一口を五口に分割することとし、出資総額の変更はございません。また、発行済みの出資金証書の額面の変更もございませんので、実質的な不利益はないものと考えています。本件の効力発生日は令和七年十月一日といたします。

この決議に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、直近の財産目録及び貸借対照表は、当組合事務所に備え置いてあります。

以上、消費生活協同組合法第四十九条第三項の規定により公告いたします。

令和七年七月十四日

東京都清瀬市上清戸二丁目一番四一号

西都保健生活協同組合

代表理事　村田　靖

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条の規定に基づき、優先資本金の額を一億三千七百十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年四月十五日

掲載頁　四十四頁（号外第八十五号）

令和七年七月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　オリンピア１特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を八千二百六十三万九百九十一円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年五月一日付官報の号外第九十九号七十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ナイツブリッジ特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を七千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

尚、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年四月十五日付官報の号外第八十五号四十四頁に掲載されています。

令和七年七月十四日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　ケンジントン特定目的会社

取締役　髙橋　通彰

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金四億三千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和七年三月二十八日付官報の号外第六十九号七十九頁に掲載されています。

令和七年七月十四日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＶジャパン特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和六年八月七日掲載（号外第一八六号）のケイ・アンド・アール・ホテルデベロップメント株式会社に係る第七期決算公告中、「（うち当期純損失）」とあるは「（うち当期純利益）」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日

千葉県市川市八幡三丁目三番一号

ケイ・アンド・アール・ホテルデベロップメント株式会社

代表取締役社長　加藤　雅哉

訂正公告

令和七年七月二日（号外第一五一号）掲載の決算公告（枠組）中、「第11期決算公告」とあるは「第6期決算公告」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日

東京都新宿区西新宿六丁目二番一六号カンノビル

株式会社シーオーレンズ

代表取締役　瀬出井　亮

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、住所「静岡県浜松市中央区布橋二丁目６番地１号」とあるは「静岡県浜松市中央区布橋二丁目６番１号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日

静岡県浜松市中央区布橋二丁目六番一号

エコサービスはままつ株式会社

代表取締役　渡辺　重世

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第五期決算公告（枠組）中、「代表取締役　佐藤　裕也」とあるは「代表取締役　佐藤　祐也」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日

岡山県倉敷市阿知三丁目一四番七号

エコサービス倉敷株式会社

代表取締役　佐藤　祐也

訂正公告

令和七年六月二十七日（号外第一四六号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、住所「沖縄県浦添市牧港四丁目14番地17号」とあるは「沖縄県浦添市牧港四丁目14番17号」の誤りにつき訂正します。

令和七年七月十四日

沖縄県浦添市牧港四丁目一四番一七号

エコサービス浦添株式会社

代表取締役　渡辺　重世

訂正公告

令和七年六月二十四日（号外第百四十号）公布の厚生労働省・国土交通省令第四号（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省・厚生労働省関係省令の整備等に関する省令）

（印刷誤り）

五二ページ　一六～一八行頭をそれぞれ一字下げる。

七〇ページ様式１－２．援助実施者（賃貸人以外が行う場合）の法人の場合中

「

事務所 主たる事務所の所在地

」

は

「

住所 （主たる事務所の所在地）

」

の誤り。

令和七年六月十一日掲載のさいたま家庭裁判所熊谷支部に係る令和七年（家）第一八一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一三ページ　四～六行　令和７年２月１日推定相続人の最後の住所　令和７年２月１日

令和七年六月十三日掲載の福岡家庭裁判所小倉支部に係る令和七年（家）第九〇九〇号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中

（原稿誤り）

一二ページ　一六～七北九州市八幡西区皇后崎町２番３号　福岡県遠賀郡水巻町下二東三丁目６番12号

令和七年七月九日（号外第百五十七号）掲載の日本ヒルズ・コルゲート株式会社に係る決算公告（枠組）中

（印刷誤り）

七六ページ二段目令和五年度決算公告中「令和４年12月31日現在」とあるは「令和５年12月31日現在」の誤り。

正誤

ページ	段	行	誤	正